



## 一般社団法人日本ガーデンセラピー協会 法人会員ご入会手続きのご案内

一般社団法人日本ガーデンセラピー協会にご入会いただける場合は、下記書類を事務局までお送りください。

- \* 入会申込書                    1部(2ページ)
- \* 御社の会社案内            1部

ご郵送いただきました書類を理事会で承認後、ご入会のご連絡をいたします。  
少しお時間を頂戴いたしますことをご了承ください。

ご不明な点がございましたら、下記事務局までご照会くださいますようお願いいたします。

なお、ご入会申し込みの際は、当協会が定める会員規約(3ページと4ページ)を  
あらかじめご一読のうえ、ご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

### 【書類送付先】

一般社団法人 日本ガーデンセラピー協会 事務局

〒106-0032

東京都港区六本木6-15-21 ハークス六本木ビル

TEL:03-5413-3865 FAX:03-3475-8682

E-mail: office@garden-therapy.org

# 法人会員入会申込書

私（弊社）は、貴協会の定款その他の規程を理解の上、入会を申し込みます。

記入日 年 月 日

(1) 会員名	
会員種別	法人会員A ・ 法人会員B ※いずれかを○
(ふりがな) 会社名	( )
住所	〒 -
電話/FAX	- - / - -
URL	http://
設立年月日	年 月 日
業種	
(2) 協会連絡担当者	
氏名 (ふりがな)	( )
部署/役職	/
住所	〒 -
電話/FAX	- - / - -
e-mail	@

本データは、日本ガーデンセラピー協会の事業、目的の範囲で使用いたします。

会社案内を添えて、下記までお送りください。

〒106-0032

東京都港区六本木6-15-21 ハークス六本木ビル

一般社団法人 日本ガーデンセラピー協会 事務局

TEL:03-5413-3865 FAX:03-3475-8682

E-mail: office@garden-therapy.org

## 【会員種別】

法人会員A…当法人の目的に賛同した法人および団体(入会金5万円 月会費5千円)

法人会員B…当法人の目的に賛同した個人事業主および従業員数50名未満もしくは

売上高10億円未満の法人および団体(月会費2千円)

# 会員規程

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ガーデンセラピー協会（以下「当法人」という。）定款第2条の規定に基づき、当法人の会員制度、会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (入会手続)

第2条 当法人に入会しようとする者は、別途定める入会申込書及び必要な書類を当法人に提出し、法人会員については理事会で承認がなされなければならない。

## (入会資格)

第3条 当法人の入会を希望するものは、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 当法人の目的に賛同し、当法人の事業に支援協力するものであること
- (2) 当法人の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでないもの
- (3) 法人及び団体においては、法令等に違反して処分されたことがない健全な経営を行い、かつ安定した経営基盤を有していること
- (4) 個人においては、健全な意識及び行動規範を有していること
- (5) 当法人の組織運営を不当に攪乱し、社会通念上秩序を混乱させる行為を行わないこと
- (6) 反社会的勢力との関係を有していないこと
- (7) 入会后、会員が会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届を代表理事に提出するものとする。

## (会員種類)

第4条 当法人の会員は、以下のとおりとする。

- (1) 法人会員 A：当法人の目的に賛同した法人及び団体
- (2) 法人会員 B：当法人の目的に賛同した個人事業主及び従業員数 50 名未満もしくは売上高 10 億円未満の法人及び団体
- (3) アカデミア会員：当法人の目的に賛同した大学講師、園芸療法士などの資格を有する個人
- (4) 個人会員：当法人の開催する研修会等に参加する個人
- (5) 自治体会員：当法人の開催する研修会等に参加する自治体

(年会費及び入会金)

第5条 当法人の年会費は、会員の種類に応じて、以下のとおりとする。

- (1) 法人会員 A 月額 5,000 円
- (2) 法人会員 B 月額 2,000 円
- (3) アカデミア会員 月額 1,000 円
- (4) 個人会員 無料
- (5) 自治体会員 無料

2 法人会員 A は入会金を 50,000 円とする。

(会費の納入要領)

第6条 会費の納入は一年度分を一括前納とする。

2 年会費は当法人の指定する金融機関の支払うこととする。

(退会手続)

第7条 会員はいつでも別途定める退会届を当法人に提出し退会することができる。ただし1ヵ月以上前に予告をしなければならない。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

以上